

吹田市立市民ギャラリー条例施行規則一部改正の骨子案

1 改正の理由

現在、指定管理者の指定期間を3年としている吹田市立市民ギャラリー（吹田市立南山田市民ギャラリー）について、長期的な管理による安定的かつ効果的な運営等を行うことを可能とするため、指定期間を5年とするものです。

2 改正の内容

指定管理者の指定期間を、3年から5年に変更するものです。

3 施行予定年月日

規則の改正は、公布の日から施行します。

なお、指定管理者の指定の期間の変更については、規則の改正後に開始する指定の期間について適用します。（令和7年4月1日以後に開始する期間からの適用を予定しています。）